

## 小林勝・労契法 20 条裁判 原告側証人尋問開かれる

10月25日の被告側証人尋問（速報版1参照）に引き続き、11月1日（木）、午後1時15分より東京地方裁判所において原告側証人尋問が行われた。証人に立ったのは中央学院大学（以下、CGUと記す）の教授・平澤修氏（刑事法）、同非常勤講師・A氏と、原告の小林本人だ。傍聴には平澤教授のゼミ生6名も参加。生きた裁判を向学のために傍聴させるといふ粋な計らいによるものだ。傍聴者数は40数名で、数名が席を譲らねばならなかったほどだ。前回同様、周到な準備をして臨んだ弁護団により、被告・学校法人中央学院による原告の雇用の仕方や待遇が、他の大学にも全く例を見ない異常なものであることが浮き彫りにされ、また特に補助参加人・土橋貴（元法学部長、すでに定年退職済み）が専任教員化を餌に、原告の労働を搾取し、自分の学位請求論文の書籍化の作業をさせていたことが明らかにされた。その様子を速報にてお伝えする。

## 平澤修教授、専任教員の「過重負担」の虚偽を暴露

平澤氏が本年9月11日付で提出していた「陳述書」は、被告・学校法人中央学院が主張するところの専任教員の授業以外の「過重業務」の実態を明らかにし、またCGU法学部の不正義を暴くものである。

原告側弁護人・河村洋氏の主尋問に答え、平澤氏は専任教員の受け持つ委員会の多くは、年間3～4回開催するにすぎず、時間は40-60分で終了する。時には昼休み30分で済ませることもあり、欠席者もほぼ毎回いる。例外的に忙しいのは入試委員会で、これはCGUが定員割れを起こさないため、受験生を呼び込まねばならないからである。また学生が不祥事を起こすと学生委員会は忙しくなるが、これらはあくまで例外である。クラス担任制があり、確かに1年次は週1回授業で学生と顔を合わせるが、2年次以降はそのようなこともない。

今年の前期、同僚の刑事法の教授が病気で講義3コマ（「刑法総論」、「刑法各論」、「法学」）を全休し、平澤氏が代講し、補講も行った。ところが、後期においては、「民事訴訟法」の教授が代講しており、しかも講義時間を当初に決められていた曜日・時限ではなく、自分の都合に合わせて土曜日に設定しており、学生のことを無視している。そもそも法学部でありながら、法律専門の専任教員は半数に満たず、恥ずかしい限りである。教員採用についても建前とは異なり、学部長が強い権限を持っている。特に土橋貴元法学部長はひどく、小林勝の専任化を何度も約束しながら果たさず、小林を利用し続けたのだった。

最後に河村弁護士の「あなたは何故本裁判の証人を引受けたのか」という問いに対して、平澤氏は「今年4月に亡くなった館幸嗣教授は本学の法学部創設以来の友人であり、彼が小林勝氏の専任化のために尽力していたことを見ていた。また、陳述書を書いたことは生前に本人から聞いていた。館氏が存命中は私がやらなくても・・・と思っていたが、館氏が亡くなったので、私がやらなくてはと思った。CGUの小林氏に対する待遇は不当であり、正さなくてはならない。私も来年には定年をむかえますが、館さんの遺志を継ごうと思ったのです。」と答え主尋問は終了した。

これに対し被告側弁護人の柴谷晃が反対尋問に立った。柴谷は平澤氏や故・館教授に対する裁判所の心証を悪くさせようと、次のような尋問をして、却って自分に対する裁判所の心証を悪くした。「あなたや館さんは自分の貢献度を強調し、また委員会活動にも熱心にかかわったが他の教員はそうでもないという。他の教員からはあなたがたにも同じ評価がされて

いるのでないか。」「あなたの受け持つ2年次の『刑法各論』は他の刑法担当教授の授業に比べて受講者が少ないのはなぜか。」「あなたは教授会をたびたび欠席しているのはなぜか。」これに対して平澤氏は、冷静沈着に答え、履修者が少ないことについては、「私の単位認定が厳しいからです」と答えた。

### 反対尋問なしのお粗末！

次いで非常勤講師のA氏が証人に立った。A氏もまた本年4月23日付で陳述書を提出している。この陳述書は、第一に、近年、CGU側が小林問題の解決と称して金銭解決を数次にわたり組合に提示していたこと、またその理由は、理事会の責任ある立場の複数の人物が、小林専任化の約束が学部長らによってなされていた事実を認めたためであることを指摘している。特に専任教員化を餌に学位請求論文の書籍化の作業を小林にさせた土橋のやり口は卑劣極まりなく、CGU側は本心ではその事実を認めていたことを明らかにしていた。第二に、土橋が小林氏に債務475万円を支払った経緯を説明し、この475万円は、スキャナーによる読み取りと復元、校正、校閲、文献目録や索引の作成等、大変な作業の対価であり、慰謝料は含まれていないことを明らかにしていた。第三に、CGUにおける専任教員と非常勤講師との待遇格差の実態を明らかにし、第四に、多数の専門科目を担当していた小林氏の負担が、ありえないような過剰な負担であることを明らかにしていた。

さて主尋問にあたった早田賢史弁護士はまず、非常勤講師の地位の不安定性について問うた。A氏は一例として、「財政安定化」を口実とする「カリキュラム改革」に当たり、非常勤講師の担当コマ数が削減されたことを挙げ、このようなことは非常勤講師の生活を脅かすことに直結すること。ましてやあなたの担当科目は不要となったとして雇止めされた者もいたことを証言した。早田弁護士はA氏陳述書を、順を追いながら確認する中でこんなシーンが再現された。すなわちA氏は、土橋が学長選挙に向けて小林勝に自分の選挙参謀になることを説得中に、「小林の運命は俺の掌中にある」という仕草を本人の目の前でしたことを、ジェスチャーを交えて証言した。臨場感あふれるシーンであった。

「土橋陳述書」によると、土橋は2013年11月10日に館教授に浦安のホテルに呼び出され「有無を言わさない雰囲気」のもと、475万円を支払う確認書に署名した。加えて10月25日の証人尋問で土橋は、この時「恐怖感を感じた」と述べた。このことについて、A氏は、そもそも土橋陳述書にある「浦安のホテル」というのは間違いで、「つきじ植むら 浦安店」が正しいと指摘。土橋陳述書のいい加減さを印象付けた。そしてこの場では学長選挙や小林専任化の話も出たが、話し合ったのはもっぱら館教授と土橋であったこと、土橋はこのとき恐怖感を持ったと言うが、ちょうどランチ時で周りに客が大勢いる中、恐喝などできようがないことを証言した。

主尋問が終わり、裁判長は反対尋問を促したが、柴谷被告代理人弁護士も土橋の代理人弁護士・土井隆も「ありません」としたので、一同あつけにとられた。

### 小林勝を利用し続けたCGUの非道さが明らかに

休憩をはさんでいよいよ原告の小林勝が証言に立った。主尋問にあたったのは吉田伸広弁護士と指宿昭一弁護士である。小林は本年4月26日付で本文56頁に及ぶ陳述書を提出している。

まず吉田弁護士は、「館教授陳述書」は闘病中の館教授の依頼を受けて、彼の口述を小林勝が文章化したものであることを確認。小林が館教授と親しくなったのは2013年7月頃からであり、土橋が専任教員化を餌に、8か月にも及ぶ学位請求論文の書籍化作業をさせたにもかかわらず、その作業代金さえ払っていないことを話すと、館教授は大いに驚き、土橋を問い詰め、土橋が事実関係を認めたこと。館教授は病気をおして団体交渉にも出席してくれ

るようになったこと。本件訴訟に当たり、専任教員の労働の実態を証言できるのは専任教員だけであり、非常勤講師の原告にはできないので、自分が証言するといつて、陳述書の提出を引受けてくれたこと。被告が主張する損害賠償債権の時効の成立については、原告に助言し、専門家として反論する用意があることを明らかにしていたこと。小林勝が口述筆記した原稿は何度も館教授の確認を経て修正されたこと。館陳述書には館教授しか知りえないことが記載されており、被告が主張するような小林勝の「創作」ではあり得ないこと、を明らかにした。

次いで吉田弁護士は小林勝がCGUに勤務するようになった経緯から始め、小林が次々と専門外である科目を担当してきた当時の理由と苦闘ぶりを証言として引き出した。すなわち1998年度からEC法をCGUで担当させられるに当たっては、ドイツから新聞や書籍を自費で取り寄せ、睡眠時間を削りながら習得したこと。次年度からは加えて「社会学」「社会学概論」を、次の年には更に「国際関係論」をも担当するようになった。何故か。ことあるごとに「専任化の人事が通りやすくなる」だの「専任化するから」だのと何人もの教授から言われ続けており、それならばと引受けたのであった。そのころは授業準備に週100時間も費やしたことさえあった。自分の主たる研究テーマである『ドイツ社会民主党の社会化論』の完成も後回しにして。それでも専任化されれば生活は安定し、落ち着いて研究生活に入れると考えたので耐えてきたのである、等々小林は証言した。

次いで指宿（いぶすき）弁護士が主尋問に立ち、佐藤英明前学長は「小林は自分の経済的利益を追求するため（生活のため）自ら進んでこれらの科目を請け負ってきた」と主張しているがどう思うかと問いかけ、これに対して小林は「それだけでは請け負うはずはない。専任化の約束があったからだ」と答えた。

土橋に関しては「社会システム研究所」の専任教員採用は学長権限だから、自分が学長になったら小林を専任教員としてそこで採用する。だから学長選挙の参謀を引受けてくれとまで言った。そして学位取得論文の書籍化（デジタル化）を小林に手伝わせ、あまつさえ「自分は学長選で忙しいのだから校正や校閲、文献目録や索引の作成もやってくれ」と言い出す始末。しかし小林は長年付き合いのある御茶の水書房の社長に迷惑は掛けられないと考え、止む無く校閲、編集、加筆まで請け負わざるをえなかったのだが、ここでも「専任化」「専任化」のたび重なる空手形に乗ってしまったのだ。病気がちの妻からは「私のためにもっと時間を割いて」と言われ、自らは作業終了直後の8月には胃潰瘍が発見された。そして小林は現在の心境を聞かれ「土橋氏のために自分の貴重な時間を費やしたことが残念でならない」と証言。

次いで指宿弁護士は非常勤講師と専任教員の待遇格差について尋問。また小林の研究業績についても問いただし、御茶の水書房から出版した書籍数はこれまで8冊で、中でも主著『ドイツ社会民主党の社会化論』は世界的にも類書は存在しないこと、その書評が学会専門雑誌『歴史と経済』にも掲載されたこと、CGUの研究紀要にも論文8本など計12本を寄稿したことを明らかにし、傍聴者も感心していた。

最後に指宿弁護士から裁判所に対する希望を問われた小林は「①大学の非常勤講師の置かれている実情を是非裁判長に知っていただきたい。全国の大学では非常勤講師の担当コマ数は意図的に2-3コマに制限されており、非常勤講師は専任教員との均衡処遇についての権利主張ができない。従って多くの非常勤講師は生活難にある。そのことを是正する判決文が書かれることを期待している。②もう一つは私の特殊事情を考慮した判決を出して頂きたい。専任化をエサに、多いときには自分の本来の専門分野とは異なる多数の専門科目を含む8コマも担当してきた。被告・法人側の責任を明確にして欲しい。」と締めくくった。

## 小林勝への執拗な口撃と故・館教授への品のない批判

反対尋問に立った柴谷弁護士は、小林と故・館教授の信用をおとしめるために執拗に食いついた。まず「館陳述書の表紙に館教授の印鑑を貰ってからも中身を小林が書き換えなかったか」「館陳述書は『…ようです。』という表現をしているが、単なる憶測ではないか」「館教授は論文を書かない専任教員の存在を論難するが、ご自分も9年間、論文を発表していない」などと小林にたたみ掛けるので、原告側の河村健夫弁護士が異議を申立て、「小林に聞くことではない」と指摘。柴谷は質問を変え、小林の原著『ドイツ社会民主党の社会化論』も専門の経済学を扱ったものでないではないか、と問うたので小林から猛烈な反論をくらい、大恥をかく結果となった。また柴谷は小林の登校日も週三日で多くの専任教員と同じ、他大学でもアルバイトをしていること、卒業式や入学式に参列していないことを指摘。専任教員のように責任を果たしていないことを印象付けようとした。しかし、報酬も払わずに非常勤講師を入学式や卒業式に出席させること自体が非常識であり、出席していないから非常勤講師は教育に責任を持っていないという被告の主張が異常であることは、裁判所も傍聴席もお見通しであった。また他大学では小林たちが団体交渉をしていないことを引き出し、恨めしさを吐露してみせた。

なお、柴谷の尋問中、指宿弁護士がしばしば席を立ち、証拠文書の確認を装いながら被告の脇に寄り添うようにして被告を励まさんとしていたことが印象的であった。

## 墓穴を掘った土橋の代理人弁護士・土井隆

次いで土井弁護士が反対尋問に立ち、「土橋は自分が学長になったら小林を専任化する」と言ってきたのであって、実際には学長になれなかったのだから約束違反とは言えないのではないかと述べたが、語るに落ちるとはこのことだ。なぜなら土橋は「小林専任化」を口にしたことも、仄めかすことさえ一度も言ったことは無いと、宣誓のうえ証言したのだから。もし土井の言う通りなら土橋は偽証罪に問われるべきである。

最後に船床裁判官と江原健志裁判長から補充の質問があり、小林は次のように答えた。

「他の新設大学の専任教員への就職あっせんが98-99年頃、かつての恩師からあったことがあります。でも引き受けた以上CGUでの自分の義務を果たさねばならないと思い、お断りしたら叱られたことがありました。土橋に475万円（総計500万円）を請求する気になったのは、土橋が私の担当する「EU法」の廃止やその復活阻止の先頭に立っていたことを後になって椎名市郎元学長から聞いたときです。教授会議事録を手に入れて確認し、真実であることを確かめました」と。

終了まじか、これからの日程については裁判長仕切りのうえで次のとおり決まった。

12月10日（月）15時半～ 「和解」交渉の場を設ける。

2月18日（月）10時半～ 弁論 631号法廷

終了後、弁護士会館に移動して報告集会を開催。弁護団ともども勝利を誓い合った。

なお、別途通知しますが

11月20日（火）16時半～ CGU団体交渉 場所：CGU

11月26日（月）10時半～ 支援する会事務局会議 場所：お互いさま事務所

を、関係者の方は予定して下さい。

追記 「小林勝陳述書（公開用）」、「平澤修教授陳述書」「A氏陳述書（仲間内用）」を所望される方は、支援する会事務局、お互いさま、または野崎佳伸までメールにてご請求下さい。郵送はいたしません。

野崎Eメール「yoshinobu\_nozaki@msn.com」